

栗山町水防計画概要

本町の水防計画は、水防法第33条の規定等において町防災会議が作成（修正）することとされており、洪水等水災の警戒、防御及び被害軽減を目的とした計画です。

本計画は、主に北海道水防計画の修正内容を反映するとともに、栗山町防災会議委員より頂戴した意見等を反映させることで、地域の実情に即した計画としています。

第1章 総則

水防計画は、水防法に基づき、市町村が地域の実情に即して作成する計画であり、本町の水防事務の調整、円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するために定めています。

なお、本計画は随時検討を加え、必要があると認めるときは修正を行います。

■水防の責任

法に定める水防に関係のある機関等（町、道、国、気象庁、居住者等）の水防の責任及び処理すべき事務・業務等を記載しています。

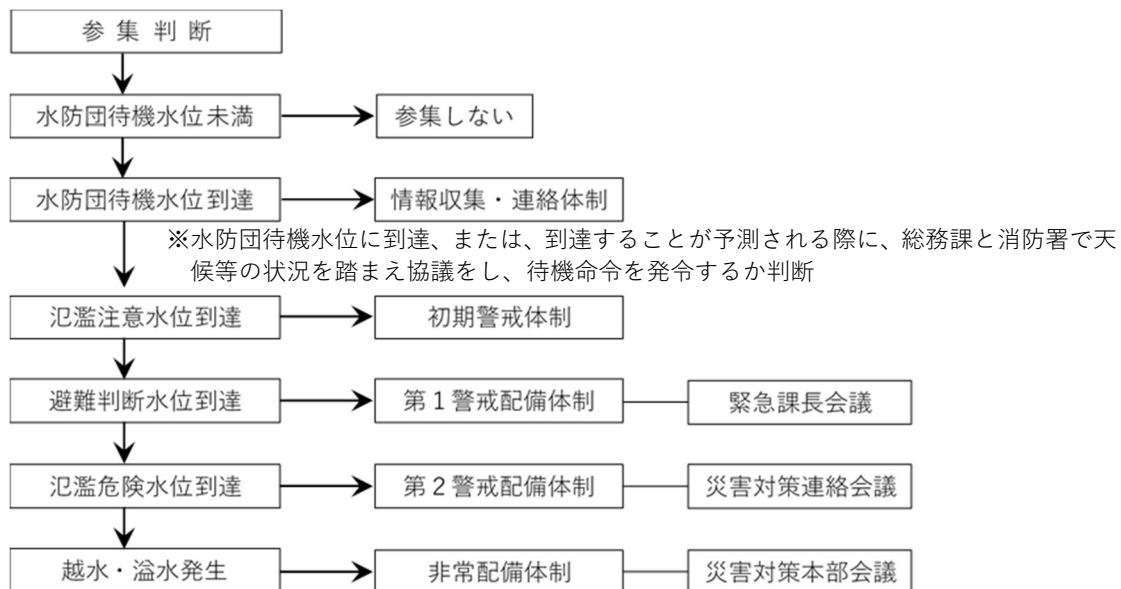
■安全配慮

消防（水防）団員等に対する水防活動時の安全確保の留意事項について記載しています。

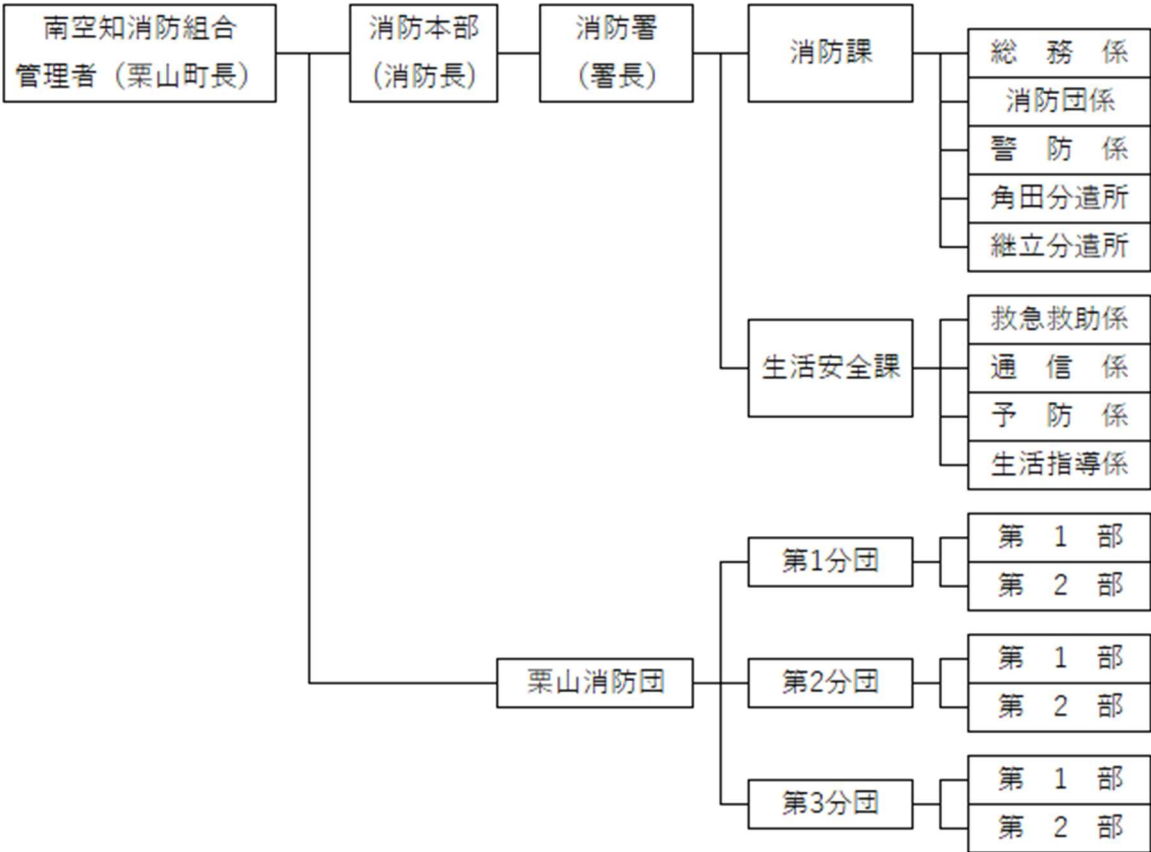
第2章 水防組織

水防に関する組織について定めています。町は、栗山町災害対策本部条例に準じ、栗山町水防本部により水防に関する事務を処理することとしています。

■河川水位による参集フロー



■消防（水防）組織



■水防団の水防分担区域

構成	責任者	担当河川名
本 団	団長、副団長	総括
第 1 分団	第 1 分団長	夕張川（下流）雨煙別川、ハサンベツ川、富士川、鳩山川、湯地川、角田幹線排水路（下流）
第 2 分団	第 2 分団長	夕張川（中流）、ポンウエンベツ川、中の沢川、長谷川の沢川、昭和川、杵臼川、トキト川、赤人川、納口川、旧阿野呂川、角田幹線排水路（上流）
第 3 分団	第 3 分団長	夕張川（上流）、阿野呂川、ポンアノロ川、尻無川、伊藤の沢川、今川の沢川、流れの沢川、タラツ川、築別川、イタイベツ川、砂金川、草木川

第 3 章 重要水防箇所

本町区域内の河川等で、堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の水防上特に注意を要する箇所やその巡視・実態把握について定めています。

第 4 章 予報及び警報

水防活動に用いられる気象官署等が発表する警報や水位情報・伝達手段等について記載しています。

第 5 章 水位等の観測、通報及び公表

北海道開発局等が所管する主要な水位・雨量観測所における水位等の公表について記載しています。

第6章 気象予報等の情報収集

気象警報や河川水位、雨量等の情報収集方法や気象情報等の種類について記載しています。

第7章 水門等の操作

町内の水門等の設置場所、水門等の適正な操作による水害の軽減・防止に努めることを定めています。

第8章 通信連絡

災害時における迅速な通信連絡を図るとともに、電話不通時の備えについて定めています。

第9章 水防施設及び輸送

水防工法に応じた資機材の確保及びその輸送確保に努めることを定めています。

第10章 水防活動

水防に関する警報等により洪水等のおそれがあると認められたときからの町や消防機関の非常配備体制を定め、各状況に応じた水防活動を行うことを定めています。

第11章 水防信号、水防標識等

知事の定める水防信号・標識について記載しています。

第12章 協力及び応援

北海道開発局や北海道、関係機関、水防管理者相互の応援・協力について定めています。

第13章 費用負担と公用負担

水防に要する費用や緊急時の公用負担で行使できる権限について定めています。

第14章 水防報告等

水防のために消防機関等を出動させた際など、速やかに北海道へ報告することを定めています。

第15章 水防訓練

消防機関の職員等に対する水防訓練・講習会参加による水防技術向上を図ることを定めています。

第16章 災害補償等

水防に従事したことによって死亡や負傷、障害状態となったとき等の補償について定めています。

第17章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

洪水ハザードマップの配布による住民・滞在者への周知、特に浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や大規模な工場などにおいて浸水防止計画の作成を進め、円滑な避難の確保について指導するよう定めています。

第18章 水防協力団体

水防に関する業務を行うことができる法人等を水防協力団体として指定し、連携することができることを定めています。